

議事日程(第5号)

平成28年3月23日 午前9時開議

- 日程第1 議案第43号 損害賠償の額を定めることについて
 日程第2 議案第44号 平成27年度日南町一般会計補正予算(第8号)
 日程第3 議案第2号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約に関する協議について
 日程第4 議案第3号 鳥取県自治体ICT共同化広域連携協約の締結に関する協議について
 日程第5 議案第4号 鳥取県西部町村就学指導推進協議会の名称を変更し、及び同協議会規約を変更する協議について
 日程第6 議案第15号 日南町職員の退職管理に関する条例の制定について
 日程第7 議案第16号 道の駅にちなん日野川の郷設置及び管理に関する条例の制定について
 日程第8 議案第17号 日南町地方活力向上のための固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について
 日程第9 議案第18号 日南町情報公開条例の一部改正について
 日程第10 議案第19号 日南町個人情報保護条例の一部改正について
 日程第11 議案第20号 日南町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
 日程第12 議案第21号 日南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
 日程第13 議案第22号 日南町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について
 日程第14 議案第23号 日南町手数料条例の一部改正について
 日程第15 議案第24号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の一部改正について
 日程第16 議案第25号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の一部改正について
 日程第17 発議第1号 日南町住宅改修助成条例の一部改正について
 日程第18 発議第2号 日南町意欲ある農業者支援条例の一部改正について
 日程第19 議案第11号 日南町過疎地域自立促進計画の策定について
 日程第20 議案第34号 平成28年度日南町一般会計予算
 日程第21 議案第35号 平成28年度日南町国民健康保険特別会計予算
 日程第22 議案第36号 平成28年度日南町簡易水道事業特別会計予算
 日程第23 議案第37号 平成28年度日南町農業集落排水事業特別会計予算
 日程第24 議案第38号 平成28年度日南町介護保険特別会計予算
 日程第25 議案第39号 平成28年度日南町介護サービス事業特別会計予算
 日程第26 議案第40号 平成28年度日南町後期高齢者医療特別会計予算
 日程第27 議案第41号 平成28年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算
 日程第28 議案第42号 平成28年度日南町病院事業会計予算
 日程第29 平成27年請願第4号 所得税法第56条の廃止を求める意見書を国にあげて下さい。
 日程第30 平成28年陳情第2号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
 日程第31 平成28年陳情第1号 TPP協定を国会で批准しないことを求める陳情
 日程第32 発議第3号 TPP協定の国会批准をしないことを求める意見書提出について
 日程第33 発議第4号 安全保障関連法の廃止を求める意見書提出について
 日程第34 議員派遣の件
 日程第35 委員会の閉会中の継続調査について
 (議会運営委員会の調査)
 (総務教育常任委員会の調査)
 (経済福祉常任委員会の調査)
 (議会広報調査特別委員会の調査)
 (議会基本問題調査特別委員会の調査)
 (中心地域整備に関する調査特別委員会の調査)

本日の会議に付した事件

日南町第2回定例28年3月23日

- 日程第1 議案第43号 損害賠償の額を定めることについて
 日程第2 議案第44号 平成27年度日南町一般会計補正予算（第8号）
 日程第3 議案第2号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約に関する協議について
 日程第4 議案第3号 鳥取県自治体ICT共同化広域連携協約の締結に関する協議について
 日程第5 議案第4号 鳥取県西部町村就学指導推進協議会の名称を変更し、及び同協議会規約を変更する協議について
 日程第6 議案第15号 日南町職員の退職管理に関する条例の制定について
 日程第7 議案第16号 道の駅にちなん日野川の郷設置及び管理に関する条例の制定について
 日程第8 議案第17号 日南町地方活力向上のための固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について
 日程第9 議案第18号 日南町情報公開条例の一部改正について
 日程第10 議案第19号 日南町個人情報保護条例の一部改正について
 日程第11 議案第20号 日南町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
 日程第12 議案第21号 日南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
 日程第13 議案第22号 日南町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について
 日程第14 議案第23号 日南町手数料条例の一部改正について
 日程第15 議案第24号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の一部改正について
 日程第16 議案第25号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の一部改正について
 日程第17 議案第1号 日南町住宅改修助成条例の一部改正について
 日程第18 議案第2号 日南町意欲ある農業者支援条例の一部改正について
 日程第19 議案第11号 日南町過疎地域自立促進計画の策定について
 日程第20 議案第34号 平成28年度日南町一般会計予算
 日程第21 議案第35号 平成28年度日南町国民健康保険特別会計予算
 日程第22 議案第36号 平成28年度日南町簡易水道事業特別会計予算
 日程第23 議案第37号 平成28年度日南町農業集落排水事業特別会計予算
 日程第24 議案第38号 平成28年度日南町介護保険特別会計予算
 日程第25 議案第39号 平成28年度日南町介護サービス事業特別会計予算
 日程第26 議案第40号 平成28年度日南町後期高齢者医療特別会計予算
 日程第27 議案第41号 平成28年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算
 日程第28 議案第42号 平成28年度日南町病院事業会計予算
 日程第29 平成27年請願第4号 所得税法第56条の廃止を求める意見書を国にあげて下さい。
 日程第30 平成28年陳情第2号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
 日程第31 平成28年陳情第1号 TPP協定を国会で批准しないことを求める陳情
 日程第32 議案第3号 TPP協定の国会批准をしないことを求める意見書提出について
 日程第33 議案第4号 安全保障関連法の廃止を求める意見書提出について
 日程第34 議員派遣の件
 日程第35 委員会の閉会中の継続調査について
 （議会運営委員会の調査）
 （総務教育常任委員会の調査）
 （経済福祉常任委員会の調査）
 （議会広報調査特別委員会の調査）
 （議会基本問題調査特別委員会の調査）
 （中心地域整備に関する調査特別委員会の調査）

出席議員（11名）

1番	足古	羽都	勝	覚君	2番	惠比	奈本	礼	子君
4番	大	西		人君	5番	山	倉	芳	昭君
6番	近	藤		保君	7番	坪	木	勝	幸君
8番	久	代	仁	志君	9番	荒	田		博君
10番	村	上	安	敏君	11番	福			稔君
12番			正	広君					

日南町第2回定例28年3月23日

欠席議員（なし）

欠員（1名）

局長	事務局長	出席職員氏名	書記	佐伯晋介君
町長	増原	聡君	副町長	中村英明君
教育長	丸山	悟君	総務課長	高見司君
企画課長	木下	久君	教育次長	黒久君
住民課長	久城	敏君	病院事業管理者	中曾政聡君
農林課長	青葉	也君	病院事務部長	古井林千幸君
建設課長	財田	積君	福祉保健課長	梅江君
保育園長	田山	子君	会計管理者	花倉君
地方創生専門監	山	中慎一君		

午前9時00分開議

○議長（村上 正広君）おはようございます。
ただいまの出席は11名であります。定足数に達していますので、平成28年第2回日南町議会定例会を再開いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
タブレットの追加議案ファイルをお開きください。
本町の監査委員から、平成28年3月17日付をもって、地方自治法第235条の2の規定による例月出納検査の結果について報告がありました。1ページから7ページのとおり報告をいたします。

日程第1 議案第43号

○議長（村上 正広君）タブレット8ページ、日程第1、議案第43号、損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

増原町長。

○町長（増原 聡君）議案第43号、損害賠償の額を定めることについて、次のとおり、町に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

概要といたしましては、平成28年1月25日に発生いたしました三吉地区土砂災害により被災された方々に対する賠償、2点目といたしまして、平成28年2月3日に発生しました公用車の車両事故に対する賠償、3点目といたしまして、地域高規格道路鍵掛トンネルに係ります遺跡発掘調査事業における土地使用に関する賠償、以上3件につきまして、総額1億円の賠償額として提案をしたいものと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（村上 正広君）これより本案に対する質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（村上 正広君）質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

日程第1、議案第43号、損害賠償の額を定めることについての討論を許します。

〔討論なし〕

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第43号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日南町第2回定例28年3月23日

日程第2 議案第44号

○議長（村上 正広君）タブレット9ページから24ページ、日程第2、議案第44号、平成27年度日南町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

増原町長。

○町長（増原 聡君）議案第44号、平成27年度日南町一般会計補正予算（第8号）であります。平成27年度日南町の一般会計予算（第8号）は、次に定めるところにより、議決を求めるところでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出にそれぞれ1億2,250万を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ75億7,380万8,000円とするものでございます。

款項目の補正でありますけれども、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。繰越明許費のお願いもしたいと思っております。第2条で繰越明許費の追加、変更は、第2表、繰越明許費補正によるものとさせていただきます。また別途説明させていただきます。また、地方債補正もお願いしたいと思っております。第3表、地方債補正によるものでございますので、また別途説明させていただきます。

内容といたしましては、歳入といたしましては、地方交付税、県支出金、繰入金、これは3,000万円の減額であります。これは財政調整基金の繰入額を皆減するものでございます。諸収入、そして町債、町債につきましても、9,226万1,000円を臨時財政対策債を特別交付税の確定により減額補正をしたいと思っております。

歳入といたしましては、一般管理費といたしまして、先ほど申し上げました補償補填の金額1億円、それから、地域子育て支援といたしまして、ふるさと納税によるゆめ基金の造成による積み立て、それから治山事業といたしまして、三吉地区の測量設計、道路維持といたしまして、実績見込みによる除雪費用の増額をお願いするものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（村上 正広君）高見総務課長。

○総務課長（高見 正司君）それでは、先ほど町長のほうからありました、一般会計の追加補正について概要説明させていただきます。

追加議案データの10ページをお開きください。これ、予算書の歳入のところを上げております。それについて、若干補足をしながら説明させていただきます。

歳出額に対する歳入については、3月18日に特別交付税の3月交付額が確定いたしました。そのことによりまして、平成27年度の特別交付税の交付確定額が5億4,132万3,000円となります。これにつきましては、平成26年度の決定額よりか429万3,000円の減となっております。詳細については、まだ県のほうからは報告が来ておりませんので、全額ここの形で来るということを報告させていただきます。

平成27年度につきましては、概予算額が特別交付税、3億円でしたので、2億4,132万3,000円を増額補正させていただきます。このうち1億1,913万4,000円を歳出予算の一般財源として充当し、また財政調整基金、先ほど町長からも説明がありましたけれども、当初、3,000万円を取り崩す予算としておりましたけれども、これを取り崩しをなくする調整をいたします。また、臨時財政対策債を現段階で、これまで1億986万1,000円借り入れする予算としておりましたけれども、特別交付税の確定によりましてその残額を充当し、9,226万1,000円を減じて、臨財債の借り入れ予定額については1,760万円の借り入れといたしております。

次に、繰り越し事業につきまして、12ページをお開きください。一般会計予算書の第2表、繰越明許費で説明させていただきます。款項の次に各事業名があります。

一般管理事務では1億円、これは先ほど町長のほうからの説明がありました。続きまして、堆肥生産施設管理運営事業の修繕費で85万円、治山事業で900万円、また、中心地整備事業の舗装工事関係で、9,000万円増の9,700万円、地域子育て事業のツリーハウス工事関係で、8万5,000円増の581万3,000円の変更とさせていただきます。なお、一般管理事務1億円と治山事業900万円はこのたびの追加補正で計上しております。全額繰り越しとして繰越明許費のほうに上げております。

以上、今年度から来年度への繰り越し事業は3月3日に議決いただきました繰越明許費に加えて総計21事業で、総額4億7,548万5,000円となっております。

それでは、歳出予算につきましては、同じデータの23ページから説明しますので、お開きいただきますでしょうか。

このページ、上段の総務課の一般管理事務ですけれども、損害賠償の議案説明でもありま

日南町第2回定例28年3月23日

したが、1億円計上しております。一部財源として、公用車事故による自動車共済保険料を136万6,000円充てております。

続きまして、同じページ、下段でございますが、福祉保健課の地域子育て支援事業ですが、ふるさと納税でいただいた子育て支援を目的とした寄附金を活用して、350万円をこどもゆめ基金に積み立てる予算としております。

続きまして、24ページをごらんください。上段の建設課、治山事業でございます。ブロック積み等の復旧に係る調査測量設計費900万円を計上しております。また、同じく下段の建設課、道路維持管理事業でございますが、除雪委託料について、3月に入ってから積雪によります除雪に係る増額見込み分1,000万円を計上しております。財源の一部には県の除雪委託金200万円の追加交付を見込んで計上しております。

以上、補正予算の概要について説明をさせていただきました。

○議長(村上 正広君)これより本案に対する質疑を許します。

10番、久代安敏議員。

○議員(10番 久代 安敏君)歳入の特別交付税ですよね、毎年、3月に確定するわけですが、前年と約同額の特別交付税が、累計で5億以上になるとは思いますけども、特別交付税というものは普通交付税の基準財政需要額とは違って、特別に交付されるものですが、その裏づけというものがわかれば説明をしていただきたいと思うんですけども。

○議長(村上 正広君)高見総務課長。

○総務課長(高見 正司君)特別交付税につきましては、先ほど議員のおっしゃったように、普通交付税で見れない各自治体の事業に係る特別な、それぞれの個別の事業に対して入れるものと、それと、その他特殊財政事情といまして、町村独自で見てる予算。いわゆる特別交付税にはルール分とルール外というぐあいがありまして、ルール分につきましては例えば消防の負担金とか、それとか下水道、あるいは簡易水道の料金対策、そして病院に対する経費ですね、それとか有害鳥獣とか、文化財とか、あとはバス路線維持、農業でいうと多面的機能とか中山間、そういうものが、それに対して支出する費用のほぼ8割ぐらいをルール分として算定しております。残りはルール外として、このルール分には項目が50項目ぐらいありますけども、それに当たらない町独自の執行額をいろいろ県のほうに提出して、それに対してどれだけ認めてもらえるかというところで、非常にこれについては、まず、ルール分はいわゆる計算式がはっきりして交付されますけども、それ以外につきましては、県全体でどれだけ割り当てがあって、それを町村にどう割り振るかというように、非常にわかりづらいと言えればわかりづらいですけども、政策的な経費として割り当てられるものがございますので、ただ、町としましては、それだけの財政需要額があるということの裏づけがありますので、それに充てているというやり方となっております。

ただ、通常、ルール分が大体3億から3億5,000万ぐらいという算定になっておりますので、当初予算についてはどうしてもかたく見て3億円という予算を計上せざるを得ないという事情もございます。以上です。

○議長(村上 正広君)ほかにありませんか。

[質疑なし]

○議長(村上 正広君)これより討論、採決を行います。

日程第2、議案第44号、平成27年度日南町一般会計補正予算(第8号)についての討論を許します。

[討論なし]

○議長(村上 正広君)討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第44号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(村上 正広君)御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第2号 から 日程第5 議案第4号

○議長(村上 正広君)タブレットの議案ファイルをお開きください。12ページから。

日程第3、議案第2号、鳥取県行政不服審査会共同設置規約に関する協議について、日程第4、議案第3号、鳥取県自治体ICT共同化広域連携協約の締結に関する協議について、日程第5、議案第4号、鳥取県西部町村就学指導推進協議会の名称を変更し、及び同協議会規約を変更する協議について、以上、協議関係3議案を一括議題とし、前回の議事

日南町第2回定例28年3月23日

を継続いたします。

各案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔質疑なし〕

○議長（村上 正広君）質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は、議案ごとにこれを行います。

日程第3、議案第2号、鳥取県行政不服審査会共同設置規約に関する協議についての討論を許します。

〔討論なし〕

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第2号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第3号、鳥取県自治体ICT共同化広域連携協約の締結に関する協議についての討論を許します。

〔討論なし〕

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第3号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第4号、鳥取県西部町村就学指導推進協議会の名称を変更し、及び同協議会規約を変更する協議についての討論を許します。

〔討論なし〕

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第4号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第15号 から 日程第8 議案第17号

○議長（村上 正広君）タブレット58ページから、日程第6、議案第15号、日南町職員の退職管理に関する条例の制定について、日程第7、議案第16号、道の駅にちなん日野川の郷設置及び管理に関する条例の制定について、日程第8、議案第17号、日南町地方活力向上のための固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について、以上、条例制定関係3議案を一括議題とし、前回の議事を継続いたします。

各案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔質疑なし〕

○議長（村上 正広君）質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は、議案ごとにこれを行います。

日程第6、議案第15号、日南町職員の退職管理に関する条例の制定についての討論を許します。

〔討論なし〕

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第15号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第16号、道の駅にちなん日野川の郷設置及び管理に関する条例の制定についての討論を許します。

日南町第2回定例28年3月23日

〔討論なし〕

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第16号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第17号、日南町地方活力向上のための固定資産税の不均一課税に関する条例の制定についての討論を許します。

〔討論なし〕

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第17号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第18号 から 日程第11 議案第20号

○議長（村上 正広君）タブレット71ページから、日程第9、議案第18号、日南町情報公開条例の一部改正について、日程第10、議案第19号、日南町個人情報保護条例の一部改正について、日程第11、議案第20号、日南町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、以上、条例の一部改正関係3議案を一括議題とし、前回の議事を継続いたします。

各案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔質疑なし〕

○議長（村上 正広君）質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は、議案ごとにこれを行います。

日程第9、議案第18号、日南町情報公開条例の一部改正についての討論を許します。

〔討論なし〕

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第18号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第19号、日南町個人情報保護条例の一部改正についての討論を許します。

〔討論なし〕

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第19号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第20号、日南町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についての討論を許します。

〔討論なし〕

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第20号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第21号

日南町第2回定例28年3月23日

○議長(村上 正広君) タブレット79ページから、日程第12、議案第21号、日南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とし、前回の議事を継続いたします。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

[質疑なし]

○議長(村上 正広君) 質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

日程第12、議案第21号、日南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての討論を許します。

[討論なし]

○議長(村上 正広君) 討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第21号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(村上 正広君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第22号 及び 日程第14 議案第23号

○議長(村上 正広君) タブレット81ページから、日程第13、議案第22号、日南町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について、日程第14、議案第23号、日南町手数料条例の一部改正について、以上、条例の一部改正関係2議案を一括議題とし、前回の議事を継続いたします。

各案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

[質疑なし]

○議長(村上 正広君) 質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は議案ごとに行います。

日程第13、議案第22号、日南町税条例等の一部を改正する条例の一部改正についての討論を許します。

[討論なし]

○議長(村上 正広君) 討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第22号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(村上 正広君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第23号、日南町手数料条例の一部改正についての討論を許します。

[討論なし]

○議長(村上 正広君) 討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第23号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(村上 正広君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第24号 及び 日程第16 議案第25号

○議長(村上 正広君) タブレット84ページから、日程第15、議案第24号、地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の一部改正について、日程第16、議案第25号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の一部改正について、以上、条例の一部改正関係2議案を一括議題とし、前回の議事を継続いたします。

各案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

[質疑なし]

○議長(村上 正広君) 質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は、議案ごとにこれを行います。

日程第15、議案第24号、地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の一部改正につい

での討論を許します。

[討論なし]

○議長(村上 正広君) 討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第24号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(村上 正広君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第25号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の一部改正についての討論を許します。

[討論なし]

○議長(村上 正広君) 討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第25号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(村上 正広君) 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17 発議第1号 及び 日程第18 発議第2号

○議長(村上 正広君) タブレットの追加議案ファイルをお開きください。25ページから。

日程第17、発議第1号、日南町住宅改修助成条例の一部改正について、日程第18、発議第2号、日南町意欲ある農業者支援条例の一部改正について、以上、発議による条例の一部改正関係2議案を一括議題とします。

各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、古都勝人議員。

○議会運営委員会委員長(古都 勝人君) 発議第1号、日南町住宅改修条例の一部改正について。次のとおり、日南町住宅改修助成条例の一部を改正することについて、地方自治法第109条第6項の規定により、本議会の議決を求める。平成28年3月23日。提出者、日南町議会議会運営委員会委員長、古都勝人。

日南町住宅改修助成条例の一部を改修する条例。日南町住宅改修助成条例の一部を次のとおりに改正する。改正前が28年3月31日となっておりますが、これを3年間延長し、改正後、この条例は平成31年3月31日限り、その効力を失うと改正いたします。

なお、利用者の利便性を図るために、様式等について軽微な変更がありますが、これは割愛をさせていただきます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

続きまして、発議第2号、日南町意欲ある農業者支援条例の一部改正について。次のとおり、日南町意欲ある農業者支援条例の一部を改正することについて、地方自治法第109条第6項の規定により、本議会の議決を求める。平成28年3月23日。提出者、日南町議会議会運営委員会委員長、古都勝人。

日南町意欲ある農業者支援条例の一部を改正する条例。日南町意欲ある農業者支援条例の一部を次のとおり改正する。改正前が、同じく平成28年3月31日となっておりますが、同一内容にて3年間延長し、この条例は平成31年3月31日限り、その効力を失うと改正いたします。

附則、この条例は、公布の日から施行する。以上です。

○議長(村上 正広君) これより各案に対する質疑を許します。

[質疑なし]

○議長(村上 正広君) 質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は、発議ごとにこれを行います。

日程第17、発議第1号、日南町住宅改修助成条例の一部改正についての討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(村上 正広君) 討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第1号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

日南町第2回定例28年3月23日
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
日程第18、発議第2号、日南町意欲ある農業者支援条例の一部改正についての討論を許します。

〔討論なし〕

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。
これより採決を行います。
発議第2号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第11号 から 日程第28 議案第42号
○議長（村上 正広君）タブレット35ページから、日程第19、議案第11号、日南町過疎地域自立促進計画の策定について、日程第20、議案第34号、平成28年度日南町一般会計予算、日程第21、議案第35号、平成28年度日南町国民健康保険特別会計予算、日程第22、議案第36号、平成28年度日南町簡易水道事業特別会計予算、日程第23、議案第37号、平成28年度日南町農業集落排水事業特別会計予算、日程第24、議案第38号、平成28年度日南町介護保険特別会計予算、日程第25、議案第39号、平成28年度日南町介護サービス事業特別会計予算、日程第26、議案第40号、平成28年度日南町後期高齢者医療特別会計予算、日程第27、議案第41号、平成28年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算、日程第28、議案第42号、平成28年度日南町病院事業会計予算、以上、日南町過疎地域自立促進計画の策定及び平成28年度予算関係9議案を一括議題といたします。
各議案については、予算審査特別委員会を設置して審査を付託していますので、委員長から審査の経過及び結果についての報告を求めます。
○予算審査特別委員会委員長（山本 芳昭君）

予算審査特別委員会審査報告書

本委員会に付託された次の案件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告する。
平成28年3月23日

日南町議会 予算審査特別委員会
委員長 山本 芳昭

日南町議会議長 村上 正広 様

記

（付託案件）

議案第11号 日南町過疎地域自立促進計画の策定について
議案第34号 平成28年度日南町一般会計予算
議案第35号 平成28年度日南町国民健康保険特別会計予算
議案第36号 平成28年度日南町簡易水道事業特別会計予算
議案第37号 平成28年度日南町農業集落排水事業特別会計予算
議案第38号 平成28年度日南町介護保険特別会計予算
議案第39号 平成28年度日南町介護サービス事業特別会計予算
議案第40号 平成28年度日南町後期高齢者医療特別会計予算
議案第41号 平成28年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算
議案第42号 平成28年度日南町病院事業会計予算

（審査の経過及び結果）

本委員会は、平成28年3月3日、4日、8日、9日、10日、14日に委員会を開催し、付託された各議案について関係職員から詳細な説明を受けるなど慎重に審査を行った。

その結果、議案第11号、日南町過疎地域自立促進計画の策定については、全員一致で原案を可決すべきと決定した。また、平成28年度各会計予算は、議案第34号、第38号、第39号、第40号については賛成多数で、議案第35号、第36号、第37号、第

日南町第2回定例28年3月23日

41号、第42号については全員一致で、次に述べる意見を付して原案を可決すべきであると決定した。

審査意見

〈一般会計〉

1. 企画課の嘱託職員等について

企画課内には移住専任相談員と地域おこし協力隊、集落支援員、地域づくりアドバイザーなどの嘱託職員等が多く配置されているが、それぞれの業務がわかりづらい。業務内容について重複するところは連携のある仕組みをつくられ実効性のあるものとされたい。

2. 青年結婚・UIターン促進事業について

新たに移住専任相談員と2つの地域に集落支援員を配置し、定住促進を進められるが、情報の発信と共有を図り移住者及び移住希望者の相談に応え成果を上げられたい。

3. 観光振興対策事業について

「非常勤職員」賃金として観光協会会長の賃金を計上し、別に観光協会へ業務委託金を計上しているが、観光協会業務委託金の中に「非常勤職員」の賃金も含めるべきである。

4. 子育て支援策について

保育料の無償化をされたが、一時預かり利用料は有償となっている。保育料と同様に無償とすべきである。0歳児預かり保育、放課後児童クラブ、事業所内保育利用料は

1/2軽減を実施されているが、人員確保と合わせて完全無償化を実施されたい。

5. 山村情報バンク事業

委託内容は、不在村地主の対応等である。地籍調査でも不在村地主については課題となっており、本来町が行うべきである。

6. 日南ブランド化促進事業について

地方創生加速型27年度補正予算800万円と合わせ1,350万円を業務委託されるが、委託先の選定を含め精査され、必ず十分な成果が上がるよう実施されたい。

7. 町有林事業

町有林2,282haのうち分収造林が666haある。林業政策において環境林の重要性は理解できるが、昨今の林業情勢をふまえた上で分収造林の必要性について、分収割合を含め町有林管理経営審議会等において審議されたい。

8. 高齢者の運転免許証自主返納支援事業について

自主返納のきっかけづくりとして当分の間交通手段を確保する目的で発行されるのであれば、返納者の希望により、一人1万円のタクシー券か町営バス回数券一人1万円分か、どちらかを選択されるようにされたい。

〈介護サービス事業特別会計〉

9. 日南福祉会の負担金について

日南町の介護サービス事業を提供する社会福祉法人日南福祉会は、介護士などの人員不足による事業所閉鎖や国の介護報酬の大幅な引き下げにより経営状態が一段と厳しくなっている。介護保険事業の安定的な運営に取り組めるよう町として支援を強化すべきである。

〈病院事業会計〉

10. 町民のニーズの把握について

過疎化の進行に伴い、患者数も減少し、病院経営も厳しさを増している。例えば、町民へのアンケートを実施したり直接意見を聞くシンポジウムを開催するなどして、日南病院の基本方針にもあるように、住民のニーズに対応した適正な医療の提供に努められたい。

以上

○議長（村上 正広君）御苦労さまでした。

これより委員長報告に対する質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（村上 正広君）質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は、議案ごとにこれを行います。

日程第19、議案第11号、日南町過疎地域自立促進計画の策定についての討論を許します。

〔討論なし〕

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日南町第2回定例28年3月23日

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。
議案第11号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第20、議案第34号、平成28年度日南町一般会計予算の討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

10番、久代安敏議員。

○議員（10番 久代 安敏君）私は、一般会計の当初予算について反対の立場から討論を行います。

昨年の国勢調査の結果で発表されて、国の勢いが大変な事態になっている。都市と農村、中央と地方、この格差がもう顕著になっていると、拡大が。こうした中で、増原町長は、本当に地方創造的過疎というコンセプトで一生懸命努力されています。そのことには敬意も表すし、私としても支援をしていきたいと思うんです。特に新年度においては、保育料、約800万円の完全無償化ということで、親御さんの負担を軽減されるということとを大きく高く評価をしたいというふうに思います。

ただし、私がいつも申し上げておりますのは、やっぱり今の、先ほどの補正予算の中でもありました特別交付税のこと。新年度予算でもやはり同じく3億、普通交付税が27億ということ、歳入については非常に意味シビアな予算立てかもしれませんが、結果的には、ずっとここ10年近く約5億、特別交付税でいえば5億四、五千万の交付が実際にはなされていわけですね。その算定根拠もあるわけですね。としてみれば、結果的に補正で基金に積み立てられるということになって、基金の繰り入れをするようにしててもそれを減額補正されるという予算になってくるわけですね。

ということは、私は、町民の暮らしを守っていくためにさまざまな手法があるじゃないかと、もっとそれを発展させるべきだと。今回、保育料をああいう形で、本当に保護者の負担軽減、それから、若者の定住を進める、子育て支援をより進めていくという手法のためにも、また雇用の確保ですね、本当に雇用の確保、この日南町での新しい雇用、そして安定した働き場、賃金、そういうところをやっぱり町財政をもっと思い切って支出するべきだと。これには基金のさらなる取り崩しも含めて検討されるべきだというふうに思います。新年度は1億2,500万、国保の会計が6,200万取り崩されて、私は、今回初めて議員になって国保会計を据え置くということですね、保険料を、賛成もした理由にもあるように、その他の特別会計にもこの基金を大いに活用すべきだという立場であります。

そして、もう一つは、庁舎内で働く人たちのやっぱり賃金格差ですね、これを是正していくために、給与体系も含めて思い切った改善をしていくべきだというふうに思います。それと教育の関係で、国際交流で新年度も10名、544万9,000円の予算を組んでおられますが、私は、幾ら国際交流といえども、本当に義務教育課程の中で、こういう手法で、10名の選抜方式でシアトルに行くというこの事業が、本当に全ての子供が伸びる国際交流の趣旨にやっぱり反しているじゃないかと。教育の機会均等のことを考えると、やっぱりこの予算を使って、どの子も体験できる国際交流、あるいは修学旅行のあり方も含めて再検討をされるべきだというふうに思います。

全体的には非常に、先ほど述べた保育料の軽減等も含めて、負担軽減の方法をとっておられることを評価しつつ、さらに住民の生活、安心安全な生活のために基金を取り崩して対応をされるべきだということを述べて、反対討論といたします。

○議長（村上 正広君）次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

2番、恵比奈礼子議員。

○議員（2番 恵比奈礼子君）私は、委員長報告のとおり、一般会計予算案を可決することに賛成いたします。

先ほど反対者が反対理由の中で、交付税の算定を余りにもかたから見積もり過ぎて、基金ばかりふえて住民のサービスに使われていないのではないかという意味のことを言われましたけれども、やはり町の財政は収入をかたく見積もるところから始めなければならぬというふうに思います。歳入不足が生じた場合にはそれは本当にどうしようもなくなるわけですから、余ったところは基金に積んでいく、その手法は別に悪いことではないと思いますし、そして、その基金も必要なときには過去にも取り崩しておりますし、これから先も取り崩すところがあるというふうに思います。

私、以前から申し上げておりますとおり、これから先、人口も減少してきて、どのよう

日南町第2回定例28年3月23日

な時代が来るかわかりません。そして、今まで続けているサービス、例えば今年度始まります、先ほど反対者も評価されておりましたが、保育料の完全無償化などについても、いつまでも続けられる状況にあるかどうかともわからないわけです。けれども、一旦無償化したものをまたもとに戻すということはできないわけですから、そのためにこそ、そういうときに基金を取り崩してでもサービスを継続していくという、そのことが大事であるというふうに思います。

それから、小・中学生の海外派遣事業についてであります。限られた人数ではありませんけれども、意欲と探求心を持つ児童生徒が応募し、そして、選考は公正に行われているという説明がありました。教育の機会均等とか、それから真の公平とは何でしょうか。例えば、100メートル競走で同じスタートラインに立つことは誰も公平であり機会均等であるというふうに思います。その競走で誰もが手をつないで、一斉に、同時にゴールインすることが公平ではないというふうに考えております。希望を持って、ことしはだめだったけれども、今度こそはと努力する、その力を引き出し育てることが重要だというふうに考えます。以上の理由から、私は委員長報告に賛成いたします。

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

議案第34号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村上 正広君）起立多数であります。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第21、議案第35号、平成28年度日南町国民健康保険特別会計予算の討論を許します。

〔討論なし〕

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

議案第35号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第22、議案第36号、平成28年度日南町簡易水道事業特別会計予算の討論を許します。

〔討論なし〕

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

議案第36号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第23、議案第37号、平成28年度日南町農業集落排水事業特別会計予算の討論を許します。

〔討論なし〕

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

議案第37号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第38号、平成28年度日南町介護保険特別会計予算の討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

10番、久代安敏議員。

○議員（10番 久代 安敏君）私は、28年度の介護保険特別会計予算について反対の討論を行います。

日南町第2回定例28年3月23日

第6期の介護保険は昨年から始まっているわけですが、昨年も討論で申し上げましたように、やっぱり介護保険料が高過ぎると、所得の実態から見て高過ぎると。もとより国がこういう介護保険制度の仕組みをつくって、やっぱり国庫負担をもっとふやすべきだということもありますが、先ほど申し上げたように、やっぱり財源は基金の取り崩しも含めて、保険料を本当に所得の実態に合わせたようにもっと引き下げるべきだというふうには思います。

それと、昨年からこれも始まった総合支援サービス事業ですね、これについても、初年度、日南町が唯一鳥取県内で始めていかれたわけだけども、なかなか介護保険制度の変更で、要支援1、2の人の、地域でのいろんなNPOとか自治会とか、そういうところでサービスを展開されようとしているけども、なかなか計画どおりにうまくいっていないという状況もあります。もとを言えば、それは確かに国の介護保険制度の大改悪、要介護、例えば3以上の人でなければ特養に新たには入居できないとか、それから利用料を、2割負担を新たに設けるとかいうことで、本当はもっと利用したいのに利用できないという状態が出てきて、介護サービスの事業者も、事業者といいますか、事業を展開しておられる日南福祉会なども、非常にそういう意味からも経営を圧迫する要因にもなっているということを考えます。

ですから、私は、この介護保険特別会計にもう少し財源を繰り入れて、本当に安心できる介護保険制度にしていくべきだと。保険あって介護なしということがないように、さらに努力をされたいという意味で反対の討論といたします。

○議長（村上 正広君）次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

1番、足羽党議員。

○議員（1番 足羽 覚君）私は、賛成の立場から討論をいたします。

平成28年度は第6期介護保険事業計画に基づき取り組まれます。この事業計画は団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据えた計画で、地域包括ケアシステムを構築するため、本町も新事業で日南病院内に医療・介護連携推進委員を配置し、在宅医療、介護連携を支援する相談窓口を設置するなど、高齢者が地域で安心して暮らし続ける地域づくりを目指しております。また、介護報酬の引き下げの中で、日南病院や福祉会の奨学金、支度金による人材確保や福祉会の初任給の向上の制度を設けるなど、適切に執行されていると思います。以上の理由で委員長報告に賛成であります。

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

議案第38号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村上 正広君）起立多数であります。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第25、議案第39号、平成28年度日南町介護サービス事業特別会計予算の討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

10番、久代安敏議員。

○議員（10番 久代 安敏君）私は、介護サービス特別会計の予算について反対の討論を行います。

先ほど予算審査の特別委員長の審査意見の中にもありましたが、日南福祉会の負担、このことを毎回取り上げてきました。日南福祉会がこの施設、あるいは特浴などの器具を建設、あるいは購入する資金の過疎債、あるいは介護サービス債の相当部分を約3割、介護サービス債は半額ですが、それを指定管理者である日南福祉会に負担をさせるというルールですね、これは日南福祉会と町とが取り決めたルールです。その合計額たるや、最終的に7億5,800万、実際に日南福祉会がサービスを、指定管理者になる前からの建設費用も含めて負担をさせるということでありました。介護保険事業で、確かに利用料の収入で運営できるということで計算されていて合意がなされているとはいえ、今回、審査意見にもあるように、本当に日南福祉会の経営もなかなか深刻な状態になっているし、抜本的にこうしたルール、指定管理者に求めるやり方、ほかにも、例えばオロチの社屋にもありませんけども、こういうルールそのものをやっぱり抜本的に見直す、私は必要があるじゃないかと。

そもそも起債した部分の交付税算入以外の3割という根拠も、言えば任意で、随意で決められている契約であって、やっぱり施設の規模、それから事業費、そのことを検討しな

日南町第2回定例28年3月23日

がら、本当に妥当な施設の利用料を再度検討し直すべきだというふうに思います。当年度も二千七百数十万、もう予算組んでいられますし、これが経営を圧迫することは否めないというふうに思います。こういうのを求めるのではなく、介護サービスの充実、あるいは介護士の待遇改善、これに正面から取り組んでいかれるべきだということで、反対いたします。

○議長（村上 正広君）次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

4番、古都勝人議員。

○議員（4番 古都 勝人君）今、反対と言われながら、そう反対でもないような発言だったと思っております。

現に日南町と社会福祉法人日南福社会とでは、いわゆる協定がつくってありまして、今期、27年の補正でも1,100万ですか、その経営状況を見て繰り延べるということがなされたわけで、現在の状況で、協定17条で、毎年度の状況を見て当事者が協議して、経営安定のために調整をしていくということが明示されております。したがって、現在もそれが実行されていると思っておりますので、今の反対意見は当たらないと思っております。

それと、先般の聞き取りでも理事長のほうからお話がありましたが、町内の人口減少、それから利用者の減少、あるいは、今後、町外からの利用者の状況がどうなるかと、こういったことを早急に推測し、経営の規模決定をしていくと。そのことによって通常の経営安定を図っていくんだという意向も示されたわけでありまして、現在のように甲乙協議されて、経営安定が早くできるようにやっていただければいいと私は考えております。

したがって、今回も委員長報告にありますように、その部分について早急な、意見がつけられているわけですから、いわゆる反対と言われますけれども、私はこのままでいいと考えておりますので、賛成の討論といたします。

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

議案第39号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村上 正広君）起立多数であります。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第26、議案第40号、平成28年度日南町後期高齢者医療特別会計予算の討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

10番、久代安敏議員。

○議員（10番 久代 安敏君）私は、後期高齢者医療特別会計について反対の討論を行います。

広域連合で後期高齢者医療保険制度は行われております。これ、2年に1度保険料が上げられるという仕組みです。後期高齢者、75歳以上の被保険者が1つの家族の保険証で見られないというシステムが一番問題があると思うんです。いつも言っていますけれども、要するに年齢によって区別していく、こういう保険制度をとっている国はもう諸外国でもありません。本当に日本だけです。したがって、今、1,682名の被保険者がおられるということなんですけれども、いわゆる後期高齢者だけに被保険者を限定していくと、これから団塊の世代がふえていく中で確実に保険料を引き上げていく、今のシステムではもうそうなっています。そのことがこの間の保険料の値上げの中でも明らかになってきています。

それと、医療の内容についても、後期高齢者の保険で診療できる内容にも制限が設けてあります。私は、こういう保険制度は一刻も早く廃止すべきだということを求めて、反対の討論といたします。

○議長（村上 正広君）次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

9番、荒木博議員。

○議員（9番 荒木 博君）私は、本案に、委員長報告に賛成の立場で討論をいたします。

先ほど反対の方から、年齢で保険証を分けるということは世界に例がないと、日本だけであるというような発言がありましたけれども、日本の保険制度自体は国民皆保険制度ということで本当に世界でも誇れる制度であって、これもかなり世界的には評価されている制度であります。ですから、分けるということだけにこだわらずに、保険制度全体を見て考え

日南町第2回定例28年3月23日

ていただきたいというふうに思います。

現在、どうしても、日南町もそうですが、少子化と、それから高齢化ということが当然進む中で、この保険制度というのを安定して継続していくのがまず大事だと思います。その中で、分けた理由の一つは、現役世代の負担が余りにも大きくなり過ぎることがありますので、今、現在の制度になっているわけでありまして。この制度を高齢者の医療、それからサービス、このまま安定して質を落とさずに続けていくためには、やはりどうしても今の制度を続けていく必要があるというふうに思います。よって、私は、委員長報告に賛成をいたします。以上です。

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

議案第40号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村上 正広君）起立多数であります。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第27、議案第41号、平成28年度日南町再生可能エネルギー発電事業特別会計予算の討論を許します。

〔討論なし〕

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

議案第41号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第28、議案第42号、平成28年度日南町病院事業会計予算の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

議案第42号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第29 平成27年請願第4号 及び 日程第30 平成28年陳情第2号

○議長（村上 正広君）タブレット38ページから、日程第29、平成27年請願第4号、所得税法第56条の廃止を求める意見書を国にあげて下さい。日程第30、平成28年陳情第2号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書。

各請願、陳情は、さきに総務教育常任委員会に審査を付託していますので、委員長に委員会における審査の経過及び結果について報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、山本芳昭議員。

○総務教育常任委員会委員長（山本 芳昭君）

請願審査報告書

先に、本委員会に付託された平成27年請願第4号「所得税法第56条の廃止を求める意見書を国にあげて下さい。」につき、審査の結果を報告する。

平成28年3月23日

日南町議会 総務教育常任委員会
委員長 山本 芳昭

日南町議会議長 村上 正広 様

審査の経過及び結果

本委員会は、平成28年3月15日に委員会を開催し、慎重審議した結果、次の理由により全員一致をもって不採択と決定した。

理 由

日南町第2回定例28年3月23日

女性が事業主の場合、男性が所得を得ることができなくなる。このため、女性差別とは言えない。また、専従者給与については、青色申告を選択すれば良いと考える。

陳情審査報告書

先に、本委員会に付託された平成28年陳情第2号『「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書』につき、審査の結果を報告する。

平成28年3月23日

日南町議会 総務教育常任委員会
委員長 山本芳昭

日南町議会議長 村上正広様

審査の経過及び結果

本委員会は、平成28年3月15日に委員会を開催し、慎重審議した結果、次の理由により賛成少数をもって不採択と決定した。

理由

最低賃金の引き上げにより生活の安定を求める趣旨は理解できるが、現下の経済情勢では中小企業のみ支援や最低賃金の引き上げは困難と考える。

以上です。

○議長（村上 正広君）これより委員長報告に対する質疑を許します。

[質疑なし]

○議長（村上 正広君）質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は、請願、陳情ごとにこれを行います。

日程第29、平成27年請願第4号、所得税法第56条の廃止を求める意見書を国にあげて下さい。の討論を許します。

まず、本請願を不採択とする反対者からの発言を許します。

10番、久代安敏議員。

○議員（10番 久代 安敏君）私は、本請願を不採択と決定されたことについて、反対の立場から討論を行います。

所得税法第56条は、事業主と生計を一にする親族が事業から対価の支払いを受ける場合には、その対価の額は原則としてその事業主の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入せず、親族の所得としないとして定めておいて、配偶者及び家族の働き分には必要経費として認められていません。これについては青色申告をすればいいという、先ほど不採択理由がありましたけれども、青色申告であろうが白色であろうが、これを必要経費として認めないということ自体が問題であるということでもあります。

ちょうど今、国会が開かれておいて、この所得税法を廃止せよということで意見を述べたところ、国連女性差別撤廃委員会の最終見解が初めてこの所得税法56条を取り上げて、配偶者や家族の所得を必要経費として認めないことが女性の経済的独立を妨げているとして、見直しを求める国会審議もあっております。それにおいて、高木宏壽内閣大臣政務官は、最終見解については政府に必要な取り組み等を要請すると国会でも述べておりますし、昨年末閣議決定された第4次男女共同参画基本計画が自営業者等の項目で女性の家族従事者としての役割が適切に評価されるよう、税制の検討を提起したということを目指してあります。これについては、検討には所得税法56条が含まれると政府も答弁してあります。そして、今の財務大臣も、この所得税法56条は検討をしていかなければならないというふうに申しておりますし、また、こうした意見書は、全国、今、360余の自治体で意見書が上げられており、既に変えていかなければいけないという機運も政府の側からも与野党を超えて高まっているのが現実であって、一日でも早くこれを廃止すると、改正するという意見は当然上げていくべきだというふうに考えて、不採択についての反対の討論といたします。

○議長（村上 正広君）次に、本請願を不採択とする賛成者からの発言を許します。

9番、荒木博議員。

○議員（9番 荒木 博君）私は、不採択ということに賛成の討論をいたします。

先ほどありましたけれども、所得税法56条というのは、簡易な税金の申告の仕方です。領収書をそろえて出すとかというようなことで、白色申告とも言われている税金の申告であります。今、先ほどの反対者からの話は、必要経費は認められてないということですが、上限はありますけれども、必要経費としては、例えば配偶者であれば86万円、家族

日南町第2回定例28年3月23日

であれば50万円という上限はありますけど、一応認められております。それで、家族の労働の対価についてですけども、女性のことに先ほど触れられました。普通の商店でいえば奥さんということになりますけど、日南町でも個人事業者、私もそうなんですけども、個人商店の方で経理をされているのは女性の方がかなり最近多いというふうに思っております。そのことが女性軽視に当たるというふうには私は思いません。必要経費を全て、例えば家族で経営をして、お父さんが代表をして、個人商店でも。奥さんがおっちゃんと、さらに息子さんも一緒に仕事をしているというふうなことになるれば、で、息子にもきちっとして給料を払ってやりたいということであれば、やはりきちんと第57条の青色申告をされてきちっと申告をすれば、息子さんの給料も奥さんの給料もきちっと必要経費として出せるわけですから、私は、無理にこの簡易な方法をとれる白色申告の56条を廃止する必要はないというふうに考えております。以上です。

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

平成27年請願第4号の委員長報告は、不採択であります。よって、採決は、請願の原案について行います。

本請願を採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村上 正広君）起立少数であります。よって、本請願は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定をいたしました。

日程第30、平成28年陳情第2号、「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書の討論を許します。

まず、本陳情を不採択とする反対者からの発言を許します。

10番、久代安敏議員。

○議員（10番 久代 安敏君）今、最低賃金の不採択ということでありましたけども、私は、最低賃金の改善こそ、今、このときにこそ採択すべきだという意見を申し上げたいと思います。

最低賃金の改善は、陳情者が出されているように中小企業の支援の拡充とあわせて行われています。今、地方創生と言われていますが、本当に国勢調査の結果でもあらわれているように、東京一極集中ですよ、大まかに言えば。やっぱり私は、地方創生とは、まずは労働条件ですよ、この最低賃金。最低賃金を最低でも1,000円に引き上げよと。金額もいろいろありますけども、各都道府県によって、住むところによって最低賃金が決められる、今の最低賃金法のやり方ですね。私はこれを改正をして、せめて最低賃金1,000円という願いは当然のことであるし、鳥取県は693円、全国平均が798円、最も高い東京が907円です。これだけ賃金格差があって、地方創生なんてできませんよ。本当に私はそう思います。全国の最低賃金を見てもらえばわかりますように、やっぱりどこの町に暮らそうが、中小の町工場でも暮らしても、最低賃金が、全国一律の最低賃金は保証されるといって労働環境をつくっていかないと、私はますます地方が疲弊していくというふうに思います。

もう1点、中小企業の支援については、フランスなんかは社会保険料の支援、あるいは医療保険の支援ですね、それから年金の支援、そういうことを政府がやることによって企業主の負担を軽くする、そうして最低賃金を引き上げていく。ですから、地方にはほとんどが中小企業なわけなんですけども、それを支えるために、やっぱり国が最賃を上げていくためにそういう支援をしていくということ、海外の諸国はそういう手法をとっています。私は本当に中央、地方の格差をこれ以上広げないために最賃法を変えるべきだということを申し上げて、採択すべきだと思います。以上です。

○議長（村上 正広君）次に、本陳情を不採択とする賛成者からの発言を許します。

9番、荒木博議員。

○議員（9番 荒木 博君）先ほど採択に反対の意見がありましたけども、私は中小企業の支援というのはしていかなければならないと思っておりますが、この最低賃金のことに関して、特にことしに入ってから中国の経済も落ち込んで、急速に経済が冷え込んでいく状態なわけで、今の状態の中で、地方の中小企業というのはさらに厳しい状態に追い込まれております。この中で、今言われるように大幅な最低賃金の値上げ、それから全国一律のような、例えば今、1,000円という金額が出ましたけども、そのような大幅な値上げというのはやはり地方と都市の経済格差というのは物すごい大きなものがあります。東京と例えば日南町では本当に倍と半分ぐらいの感覚が私はあります。その中で、それを統一の最低賃金というのは、当然、無理があるというふうに私は考えます。

日南町第2回定例28年3月23日

もう一つ、先ほど東京が907円、鳥取が693円という、鳥取も毎年上げておりまして、昨年10月4日に16円上げてこの金額になったわけでございます。やはり経済状態を見据えて最低賃金というのは徐々に上げていくのがやはり適正なやり方だというふうに考えます。よって、私は委員長報告に賛成をいたします。

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

平成28年陳情第2号の委員長報告は、不採択であります。よって、採決は、陳情の原案について行います。

本陳情を採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村上 正広君）起立少数であります。よって、本陳情は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定をいたしました。

日程第31 平成28年陳情第1号

○議長（村上 正広君）タブレット40ページ、日程第31、平成28年陳情第1号、TPP協定を国会で批准しないことを求める陳情。

本陳情は、さきに経済福祉常任委員会に審査を付託していますので、委員長に委員会における審査の経過及び結果について報告を求めます。

経済福祉常任委員会委員長、久代安敏議員。

○経済福祉常任委員会委員長（久代 安敏君）

陳情審査報告書

先に、本委員会に付託された平成28年陳情第1号「TPP協定を国会で批准しないことを求める陳情」につき、審査の結果を報告する。

平成28年3月23日

日南町議会 経済福祉常任委員会
委員長 久代 安敏

日南町議会議長 村上 正広 様

審査の経過及び結果

本委員会は、平成28年3月15日に委員会を開催し、慎重審議した結果、次の理由により賛成多数をもって採択と決定した。

理 由

TPP協定の内容は、重要農産物5品目の関税引き下げや関税撤廃など、国会決議に違反するものであり到底認められない。

以上です。

○議長（村上 正広君）これより委員長報告に対する質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（村上 正広君）質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

日程第31、平成28年陳情第1号、TPP協定を国会で批准しないことを求める陳情の討論を許します。

まず、本陳情を採択とする反対者からの発言を許します。

1番、足羽覚議員。

○議員（1番 足羽 覚君）私は、この陳情を採択とする委員長報告に反対の立場から討論をいたします。

TPPは加盟国、交渉国の12カ国で交渉を進めており、農産物の重点5品目の関税引き下げや関税撤廃においても、最大限の交渉の結果だと思っております。私は、現在の鎖国状態からグローバル化を加速させ、中国をにらみながら強固な国防をつくる必要があると感じております。関税の撤廃により輸入食品や農産物が安価で入るため、日本の農業に大きく影響を及ぼすおそれがありますが、日本の農業を守るための施策も予算化されていますし、農産物も品質にこだわって輸入できるように勝負をかけていけると思っております。

また、関税の引き下げにより、貿易の自由化が進み、日本製品の輸出が増大します。

TPPは関税だけでなく、人や物の移動が自由化されるため、外国の安い労働力と低コストで物を生産でき、企業にとって有利になり、日本全体を考えると進めるべきだと思います。

日南町第2回定例28年3月23日

日本は今後、人口の減少や超高齢化社会を迎え、経済に外国の成長を有効に取り込んでいくことが重要であります。以上の理由で委員長報告に反対であります。

○議長（村上 正広君）次に、本陳情を採択とする賛成者からの発言を許します。
7番、坪倉勝幸議員。

○議員（7番 坪倉 勝幸君）批准されましたTPP協定は、日本の国会における重要5品目の関税について対象外にする、あるいは例外扱いとする、あるいは再協議とするという国会決議、衆参で行われておりますが、それに反する協定だと言わざるを得ません。

先日、日本農業新聞に発表されました農産物のタリフライン、900数項目のうち8割以上が関税引き下げや輸入枠の設定など、新たな協定が盛り込まれております。このことは、先ほど足羽議員も言われましたけれども、安い外国産が日本国内に流通するということであり、そのことは日本農業の衰退につながっていくものと思っております。確かに、今、政府はTPP対策として予算を成立させておりますけれども、これらのことが日南町のような中山間地域に対する支援にはほとんどならないということははっきりしております。大規模企業経営体、それも平野部における経営には有効なものかもしれませんが、実際のところ、余り日南町のような中山間地域には大きな影響はないと思っておりますし、農業の高付加価値化についても誰もができるというものではないと思っております。

さらに、この協定で一番問題なのは、いわゆるISD条項と言われるものです。外国の企業活動に日本の法律が、あるいは地方自治体の条例が不都合だというときには、外国企業は、投資家は、日本国あるいは地方自治体を提訴できる。そのことによって賠償責任が発生するということも十分考えられるわけでありまして、人権の問題も大きくあります。そのようなことから、まずは国会の衆参両院で議決されました農業分野重要5品目に関する決議が守られていないということ強く申し上げまして、このTPP協定については承認をしないという考えであります。

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

平成28年陳情第1号の委員長報告は、採択であります。

平成28年陳情第1号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村上 正広君）起立少数であります。よって、本陳情は、不採択とすることに決定をいたしました。

日程第32 発議第3号

○議長（村上 正広君）タブレット41ページ、日程第32、発議第3号、TPP協定の国会批准をしないことを求める意見書提出についてを議題といたします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

経済福祉常任委員会委員長、久代安敏議員。

○経済福祉常任委員会委員長（久代 安敏君）

発議第3号

TPP協定の国会批准をしないことを求める意見書提出について

別紙のとおり、内閣総理大臣及び衆参両院議長ほか関係大臣に対し、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出することについて、議会の議決を求める。

平成28年3月23日

日南町議会 経済福祉常任委員会
委員長 久代 安敏

TPP協定の国会批准をしないことを求める意見書（案）

TPP（環太平洋経済連携協定）は2月4日に調印を終え、各国での批准作業に移りました。政府は、交渉過程での秘密主義に続き、「大筋合意」後もその全容を示さないまま「TPP対策費」を含む補正予算を通し、協定及び付属書の公表も2月2日となるなど、きちんと精査する時間を与えないで国会に批准を求めることを閣議決定しました。国や地域、さらには国民生活に関わる重大な協定の可否を判断するには、このような拙速な手続はふさわしくありません。

一方TPP協定は、少なくともGDPで85%以上6ヶ国以上の批准がなければ成立せず、米国と日本のいずれかが批准しなければ成立しません。今行われている今国会中に

日南町第2回定例28年3月23日

成立を目指すのは余りにも拙速すぎます。

協定の内容も問題です。米麦での輸入枠の拡大、牛・豚肉での関税引き下げなど重要農産品5品目全てで大幅な譲歩をおこない、くわえて重要5品目の3割、その他農産品では98%の関税撤廃で合意しています。さらには政府が「守った」としている重要5品目の「例外」も、7年後には米国など5カ国と関税撤廃について協議が義務付けられているなど、今示されている「合意」は、通過点に過ぎず、全農産物の関税撤廃の繰り上げが迫られる恐れがあります。これでは地域農業は立ちゆきません。

また、透明性や規則の整合性確保を理由に、医療をはじめ健康や暮らしを守るさまざまな規制・制度に関わるISD条項の導入により、参加国企業から賠償請求訴訟が現実となることにまで踏み込んでいます。

よってこのような問題が多い、国会決議に違反するTPP協定の批准は行わないことを強く求めます。

以上、地方自治法99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成28年3月23日

鳥取県日野郡日南町議会

(提出先)

内閣総理大臣	安	倍	晋	三	様
衆議院議長	大	島	理	森	様
参議院議長	大	山	正	昭	様
経済再生大臣	石	崎	原	伸	様

以上です。

○議長(村上 正広君) これより本案に対する質疑を許します。

[質疑なし]

○議長(村上 正広君) 質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

日程第32、発議第3号、TPP協定の国会批准をしないことを求める意見書提出についての討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

4番、古都勝人議員。

○議員(4番 古都 勝人君) 確かにこのTPPについては、国会の中でいろいろと論議を呼んだ部分が非常に大きいと思いますし、これまでいろいろな国との相対での決め事もあったわけですが、先ほどの足羽議員の話にもありましたように、いわゆる中国を中心とする新しい経済圏との関係で、やはり日本としても全体的な経済圏を守りながら、いわゆる広域的な取り組みもしなければいけない。話の中には農業が中心だとは思いますが、それでも、まだこれはどういうことに影響するかということは確定しておりませんし、他方、近くで見えるのは黒毛和牛の単価が非常に高くなったりとか、グローバル化によるいわゆるそういった効果もあるわけで、品目数はたくさんあるわけですが、立証された部分がほとんどまだございません。

それと、29日ですか、いわゆる国は批准しようという動きがあるようでございますけれども、まだこれも確定もしてないわけで、相手方の一番大きなアメリカにおいてもTPPがどうなるかわからないという現状の中で、もう少し様子を見ないと全体的なTPPが各国で批准された状態が見えません。したがって、今予測されておる陳情内容は臆測に基づくところが非常に多いという気がいたしております。以上の理由で反対をいたします。

○議長(村上 正広君) 次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

8番、近藤仁志議員。

○議員(8番 近藤 仁志君) 本案に対して賛成の意見を述べさせていただきます。

日南町議会議員としての立場として、このTPPが及ぼす、日南町における農業生産をやっていく、とりわけ水田経営をやっていく、水稻栽培をやっていく上には大きな影響があると農業法人の代表者の方などが大変不安を申しておられます。その現状を鑑みて、このTPPの今の進捗状況、また、今後におけるあれにも、ちょっとこのたび批准をしないことを求めるわけでありませう。

今、先ほど同僚議員のほうから、いろいろな意味で確定していないということがありました。そういう意味において、まだ確定していないわけですので、この本文にありますように、今国会中での成立を目指すのは余りにも拙速過ぎますという本文をもって、このたびの国会、あるいはまた拙速過ぎる批准に対して警告を鳴らす意味をもって、このたびの意

日南町第2回定例28年3月23日

見書を提出することに賛成の立場であります。

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村上 正広君）起立少数であります。よって、本案は、否決されました。

日程第33 発議第4号

○議長（村上 正広君）タブレット43ページ、日程第33、発議第4号、安全保障関連法の廃止を求める意見書提出についてを議題といたします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

7番、坪倉勝幸議員。

○議員（7番 坪倉 勝幸君）

発議第4号

安全保障関連法の廃止を求める意見書提出について

別紙のとおり、内閣総理大臣及び衆参両院議長ほか関係大臣に対し、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出することについて、議会の議決を求める。

平成28年3月23日

提出者	日南町議会議員	坪倉	勝
提出者	同	上	惠比奈
提出者	同	上	久代
			安
			敏

安全保障関連法の廃止を求める意見書（案）

昨年、2015年9月19日に参議院で強行採決され成立した「安全保障関連法」は、憲法第9条が禁じる国際紛争解決のための武力行使を可能とするもので、憲法違反であることは明らかです。また、集団的自衛権の行使はできないとしたこれまでの憲法解釈を変える閣議決定に基づいた違憲の立法は、内閣と国会による立憲主義の否定であり、断じて認めることはできません。

政府は3月末にもこの法律を施行しようとしており、発動されれば、日本は海外で戦争する国になり、自衛隊は海外で殺し殺されることになり、日本自体が武力紛争の当事者となって、「平和安全」とはまったく逆の事態を招くこととなります。

この法律に対しては、国会審議の段階で、憲法の専門家をはじめ、さまざまな分野の人びとから反対の声が上がり、世論調査でも8割が政府の説明は不十分と答えていました。全国の人びとの強い反対の声を国会内の数の力で踏みにじった採決は、主権在民と民主主義を壊す暴挙であり、正当性を欠くものです。

このことから、開会中の通常国会において2月19日に野党5党が共同して「安全保障関連法廃止法案」を提出しました。

戦後日本は不戦を誓い、平和国家として存在しつづけてきました。今後も、憲法9条を遵守し、集団的自衛権は行使すべきではありません。よって、本議会は安全保障関連法を速やかに廃止するよう重ねて強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成28年3月23日

鳥取県日野郡日南町議会

（提出先）

内閣総理大臣	安	倍	晋	三	様
衆議院議長	島	理	森	様	
参議院議長	山	正	昭	様	
外務大臣	岸	文	雄	様	
防衛大臣	中		元	様	
内閣官房長官	菅		義	偉	様

以上です。

○議長（村上 正広君）これより本案に対する質疑を許します。

〔質疑なし〕

○議長（村上 正広君）質疑を終結いたします。

日南町第2回定例28年3月23日

これより討論、採決を行います。

日程第33、発議第4号、安全保障関連法の廃止を求める意見書提出についての討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

8番、近藤仁志議員。

○議員（8番 近藤 仁志君）この意見書に対して反対の立場で一言申し述べます。戦争のない世界、戦争、テロのない世界を望む気持ちは、全世界多くの方が共有しているものであろうと思います。残念ながら、思いに反して各地で今日も紛争が続いている現状にあります。グローバル化した今の社会にとって、日本だけがその圏外におられるわけにはいきません。また、それに対して何らかの手だても必要だとは考えます。邦人の安全を確保する意味においてもある程度の手だてが必要と考えるところです。その手だてとしてこの安全法がどうであるかということは、国民が十分協議しながら、また考えながらやってくることであって、町議会においてこの意見書を提出するのでもなし、来るべき国政選挙において、国民のおのおのがこの安全保障関連法に対しての意思表示をするべきだとして、この場で廃止を求める意見書を提出することに反対いたします。

○議長（村上 正広君）次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

2番、恵比奈礼子議員。

○議員（2番 恵比奈礼子君）私は、この意見書を採択すべきであるというふうに考えます。

日南町議会は、まず最初に安全関連法案が提案されたときに、それは廃案すべきだということをお願いしました。以前までは、先ほど反対の議員の発言の中に、国会の選挙でそれは意思表示すべきであって、国民が、意見書を上げるべきではないということをおっしゃったけれども、もちろん選挙でも意思表示をするのは当然であります。この意見書を上げることが、まず今、私たちにできる一番初めの一歩だというふうに考えます。一番の理由は、憲法に反する立法であるということです。このことが一番立憲主義に反する、民主主義に反することだというふうに思いますので、この意見書は採択すべきというふうに考えます。

○議長（村上 正広君）討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発議第4号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（村上 正広君）起立少数であります。よって、本案は、否決されました。

日程第34 議員派遣の件

○議長（村上 正広君）タブレット45ページ、日程第34、議員派遣の件を議題といたします。

今後予定されております議員派遣の件については、タブレット45ページのとおりであります。

お諮りいたします。議員派遣について御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、別紙のとおり決定をいたしました。

日程第35 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（村上 正広君）タブレット46ページ、日程第35、委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

委員会の閉会中の継続調査については、タブレット46ページの申出書記載のとおり、議会運営委員会、総務教育常任委員会、経済福祉常任委員会、議会広報調査特別委員会、議会基本問題調査特別委員会、中心地域整備に関する調査特別委員会、以上、それぞれの委員長から、次期定例会が招集されるまでの間、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定をいたしました。

○議長（村上 正広君）ここで町長から発言が求められていますので、これを許します。

増原町長。

○町長（増原 聡君）議員におかれましては、21日から3週間にわたります3月定例議会につきまして、真摯に審議をいただきましてありがとうございます。早速、先ほどの決算特別委員会の意見等につきましても、できることからしっかりやっていきたいというふうにおっしゃいますので、また御報告する機会があれば御報告したいというふうにおっしゃいます。

また、議会の冒頭でも申し上げました、きょうの議会でも損害賠償について1億円の損害賠償というものを議決いただきました。御遺族の方々等を含め、いろいろな方に御迷惑をかけたことに対しては、真摯に誠意を持って対応していきたいというふうにおっしゃいますので、よろしくお願ひしたいというふうにおっしゃいます。

また、御承知のとおり、石破大臣も県内各地でいろいろな講演をされておられます。地方創生ということでもどの町も今頑張っているわけでもありますけれども、先ほど先行型というふうなものもありましたけれども、全ての町村ができたわけではございませんで、御承知のとおり、1,000億円に及ぶ予算が通ったわけでもありますけれども、そのうち通ってない町村は98億ぐらいのものを振り分ける、再度募集をするというふうなことがございました。日南町におきましては、職員の頑張りによりますべて全額交付されましたことを大変喜んでおられるところがございます。

あと一月に迫りました道の駅にちなんのオープンに向けても、各業者の方々、また町民の方々、それぞれ全てのところで頑張っているというふうにおっしゃいます。その意を酌んで、ぜひともしっかりとした運営を図っていただき、また町としても全面的に協力をして、地方創生、そしてコンパクトビレッジ、そして人口減少に歯どめをかけるべく頑張っていきたいというふうにおっしゃいますので、議員の皆様方の御理解も引き続きお願いをしたいというふうにおっしゃいます。

来るべき年の中で、ちょうど先般、日南中学校の卒業生が、2040年に私たちは40歳を迎えますということをおっしゃいました。そのときに総代の方が、そのときに日南町がどうなってるかわからないけれども、ぜひとも日南町の役に立つ人間になりたいというふうなことを言われました。そのことを肝に銘じて、やはり2040年にも日南町が残っていくようにしていきたいというふうにおっしゃいますので、引き続き議員の皆様方、また町民の皆様方の御理解をいただきますようお願いいたします。ありがとうございます。

○議長（村上 正広君）お諮りいたします。今期定例会に付議された案件は以上をもって全て議了いたしました。

これをもって会議を閉じ、今期定例会を閉会といたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（村上 正広君）御異議なしと認めます。よって、平成28年第2回日南町議会定例会の会議を閉じ、閉会といたします。

午前10時56分閉会

議長挨拶

○議長（村上 正広君）閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、今月2日から本日まで22日間にわたり、27年度補正予算、条例の制定及び一部改正、総額102億8,200万円余り、そのうち一般会計は前年比15.5%減の64億1,328万円と大幅な減となる平成28年度予算を御審議をいただき、全議案議了いただき、ただいま閉会の宣言ができましたことは議長としてまことに感謝にたえません。審議過程で出された意見、予算審査特別委員会での審査意見など、十分認識され、予算執行に当たられることを望みます。

ことしは、年明け早々いろいろな出来事がありました。1月末に町営石見発電所付近での土砂災害による死亡事故、牛舎建築現場での雪ずり死亡事故、2月末には民家火災と、災害による事故が多くあり、この先非常に心配をしています。亡くなられた方に哀悼の意をあらわすとともに、被災されました皆様の一日も早い復旧を願っています。

会期冒頭に申し上げましたが、藤原議員から、2月末をもって議員辞職の届け出があり、閉会中に受理をいたしました。約5年間ではありましたが、一緒になって議論を交わ

日南町第2回定例28年3月23日

した思い出を振り返っています。今後はリハビリに専念され、一日も早い回復を期待しています。当面、また11人での議会運営となりますが、議員それぞれが持てる力を十分に発揮され、町民の負託に応えていただきたいと思いをします。

いよいよ来月22日に、道の駅にちなみ日野川の郷がオープンすることとなりました。これまでけんけんがくがくの議論はしてまいりましたが、これからはたくさんの方が集い、にぎわいのあるまちづくりができることを期待しています。

新年度が始まります。町長の施政方針にもありましたが、新規事業を初め、いろいろな事業に対しスピード感を持って取り組んでいただきたいと思いをします。

議員各位には、農作業の繁忙期を迎えます。体調管理に十分注意をされ、議会活動に邁進されますようお願いを申し上げ、閉会といたします。御苦労さんでした。
